

不登校児童生徒学習・居場所支援事業（区西部地域）委託プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、不登校児童生徒学習・居場所支援事業（区西部地域）委託について、最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の観点から選定を行うプロポーザル（事業提案）方式により実施するにあたって、必要な事項を定めるものとしします。

2 事業概要

(1) 件名

不登校児童生徒学習・居場所支援事業（区西部地域）委託

(2) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

委託内容の履行状況評価で優良または良好と評価された場合、2 回を上限に契約の更新を行うことがあります。（初年度を含めて最長 3 年間の契約）

(3) 履行場所

練馬区石神井台 6 丁目 2 番 10 号 練馬区立学校教育支援センター石神井台等

※施設のレイアウトは募集要領別紙 1 のとおり。

(4) 業務内容（詳細は募集要領別紙 2「仕様書」のとおり）

学校教育支援センター石神井台（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）に登録した不登校児童生徒に対し、社会的自立に資することを目的に、安心して過ごし学ぶことができる場を提供するとともに、集団への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のための下記支援等を行う。

① 学習支援

基礎学力の補充を目的とし、自習形式で学習する児童生徒に助言等を行う。

② 進路学習支援

主に中学 3 年生を対象とし、進路に関する情報提供や進路学習支援を行う。

③ 相談支援

集団への適応や情緒の安定を目的とした相談支援を行う。

④ 体験的活動

スポーツや調理実習、SST など、児童生徒が楽しむことができ、その社会性を伸ばすことができる集団活動を行う。

⑤ 居場所支援

児童生徒が安心して過ごし、学ぶことができる居場所を提供する。

(5) 概算経費（予定）

46,328,000 円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とします。

※本件については、令和 9 年第一回練馬区議会定例会において令和 9 年度予算が成立し、配当されたときに効力を生じるものであり、金額が変動する可能性があります。

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者はつぎの全ての要件を満たしている者としてします。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 東京都内または隣接する県内に事業所を有していること。
- (3) 小学生および中学生の支援に関する活動を 3 年以上実施していること

4 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振を脱したと認めた場合は除く）にある者
- (6) 今年度に練馬区と契約した案件がある場合、当該契約について契約違反が認められた者

5 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 8 年 8 月 1 日（土）
施設見学会（参加は任意）	令和 8 年 8 月 17 日（月）
参加希望届・納税証明書 経営診断に必要な書類提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで
質問受付期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで
質問回答日	令和 8 年 8 月 28 日（金）まで
提案書等の受付期限	令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで
一次審査結果通知（メール・書面）	令和 8 年 11 月 6 日（金）まで
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 8 年 12 月 18 日（金）午前
二次審査結果通知（書面）	令和 9 年 1 月上旬

6 見学会の実施

希望する事業者を対象に、履行場所となる施設の見学会を行います。

- (1) 実施日時 令和8年8月17日（月）午後1時～5時
1事業者につき30分程度。
- (2) 申込方法 8月13日（木）午後3時までに電子メールで見学希望日時をお知らせください。
学校教育支援センターEメール：EDCENT@city.nerima.tokyo.jp
※件名は「プロポーザル見学希望」としてください。

7 参加希望届、納税証明書、経営診断に必要な書類の提出

- (1) 受付期限
令和8年8月21日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
直接持参（土日祝日を除く）または郵送
- (3) 受付場所
練馬区立学校教育支援センター1階 研究相談係
〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1
- (4) 提出書類
 - ①プロポーザル参加希望届（募集要領様式1）
 - ②団体の定款
 - ③団体の経歴書（会社案内など。直近3事業年度の従業員数が分かる資料を含む）
 - ④直近年度の法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書
 - ⑤直近年度の法人税、消費税および地方消費税の納税証明書（その1）
※連結納税をしている場合は、税務署の受付印がある『連結事業年度分の連結確定申告に係る届出書』の写しを添付してください。
 - ⑥法人の登記事項証明書（発行後3か月以内の履歴事項証明書）
 - ⑦令和5～7年度（直近3事業年度）決算書類のうち税務申告書類一式またはそれに代わるもの
 - ・会社の場合：計算書類（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費明細を含む）、勘定科目内訳明細書、個別注記法）、事業報告または法人事業概況説明書等
 - ・NPO法人の場合：計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録および事業報告書等
 - ・社会福祉法人の場合：計算書類（貸借対照表、収支計算書）または決算書、事業報告または法人事業概況説明書等
 - ⑧令和5～7年度（直近の3事業年度）決算に係るキャッシュフロー計算書（作成している団体のみ）
- (5) その他
参加希望届を提出の後、提案を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（募集要領様式

2) を直接持参または郵送で上記(3)受付場所へ提出してください。

8 質問・回答

本件に関する質問は、質問書（募集要領様式3）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の要領で行ってください。

(1) 質問期間

令和8年8月21日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで「EDCENT@city.nerima.tokyo.jp」へ送信してください。

なお、区が電子メールを着信した場合、着信確認メールを送信します。確認のメールが届かない場合は必ずご連絡ください。

※件名は「プロポーザル質問希望」としてください。

(3) 回答方法

令和8年8月28日（金）までに質問者名を伏せた上で、電子メールにより回答します。

9 提案書等の提出

プロポーザルに参加する事業者は、以下の要領で提案書等を提出してください。

持参の場合は、事前に下記まで連絡をお願いします。

(1) 提出期限 令和8年9月4日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 直接持参または郵送（必着）

※郵送の場合、特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

(3) 提出場所 練馬区立学校教育支援センター1階 研究相談係

〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 （電話）03-6385-9911

(4) 提出書類

つぎの書類について、正本各1部、写し各10部を提出してください。

ア 事業者に関する書類等

① 団体概要書（募集要領様式4）

② 法人案内パンフレット等（作成している場合のみ）

③ 事業実績一覧（募集要領様式5）

④ 安全管理体制確認書（募集要領様式6）

⑤ 危機管理に関する取組方針

※事故や苦情等に対する危機管理に関する体制や取組方針がわかる資料をご提出ください。

⑥ 個人情報保護および情報セキュリティに関する取組方針

※個人情報保護および情報セキュリティに関する取組方針がわかる資料をご提出ください。なお、これらに関する認証や資格がある場合は記載してください。

⑦ 賠償責任保険の内容がわかるパンフレットなど（加入する場合）

イ 提案書

仕様書に記載した業務について、募集要領別紙3「提案書作成要領」のとおり作成し

てください。

ウ 見積書（募集要領様式 7）

本要領 1 ページに記載の概算経費を確認の上、以下の項目を入れてください。

- ・業務責任者・副責任者および支援員の人件費および旅費交通費
- ・支援員に対する研修費
- ・支援に必要な教材・文具費等
- ・業務管理に必要な費用
- ・賠償責任保険料
- ・受託者の工夫による独自取組に必要な経費
- ・日常の清掃、施設維持、ごみ処理等に伴う費用

(5) 再委託

本業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできません。

(6) その他

提出期限後の提案書等の差替えおよび再提出は認めません。ただし、区が追加資料の提出を求めた場合を除きます。

10 審査方法

(1) 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき一次審査を行い、上位 3 社程度を一次審査通過とします。審査結果は令和 8 年 11 月 6 日（金）までにメール送信および書面発送により、応募者に通知します。

(2) 二次審査

一次審査を通過した者について、提案書類やプレゼンテーション・ヒアリングの内容に基づき二次審査を行います。プレゼンテーション・ヒアリングの日時（令和 8 年 12 月 18 日（金）午前予定）および会場の詳細については、一次審査を通過した事業者に関別通知します。

選考時間は 1 事業者あたり 30 分程度（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分程度）、説明者は本事業を受注したときに主な担当となる者とし、3 名以内とします。

区が求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査および二次審査の合計点（総合評価点）が最も高い者を第一優先委託候補者とします。審査結果は令和 9 年 1 月上旬に書面で通知します。

11 評価項目

評価項目および評価基準は、募集要領別紙 4 のとおり。

12 受託候補者との協議

(1) 受託候補者と区の協議により、委託業務の詳細な内容を決定します。

(2) 受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に練馬区から指名停止措置を受けるなどにより、欠格条項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明

した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たな受託候補者とします。

13 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（募集要領別紙 5）に基づき、取り扱います。

14 こども性暴力防止法への対応

学校教育支援センターは、本事業の実施に当たり、児童の安全確保および権利擁護の観点から、関係法令に基づく適切な措置を講ずるものとします。特に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）への対応については、以下のとおりとします。

- (1) 学校教育支援センターは、本事業について、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定のこども性暴力防止法に基づく認定申請を行う予定です。
- (2) 学校教育支援センターが認定を受けた場合、本事業の従事者（以下「従事者」という。）について、こども性暴力防止法に基づき、学校教育支援センターが特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行います。
- (3) 受託者は、こども性暴力防止法への対応について、仕様書に定める事項を遵守するものとします。
- (4) 受託者が仕様書に定める事項に違反した場合は、本件プロポーザルにおける提案を無効とし、または受託候補者決定後であっても失格とすることがあります。
- (5) その他詳細については、こども性暴力防止法およびこども性暴力防止法施行ガイドライン（こども家庭庁・令和 8 年 1 月）によるものとします。

15 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画立案に係る費用は提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却しません。区の所定の保存期間経過後に廃棄します。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とします。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効扱いとします。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとします。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うこととします。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することがで

きます。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとします。

- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。

16 問合せ先・担当

〒179-0072 練馬区光が丘 6－4－1

練馬区教育委員会事務局教育振興部学校教育支援センター研究相談係

高木・今井 電話：03-6385-9911

e-mail：EDCENT@city.nerima.tokyo.jp